

第 153回

日本司法支援センター審査委員会

議 事 録

第153回
日本司法支援センター審査委員会
議事次第

1 日時

令和3年3月16日（火）午後1時33分～午後3時18分

2 場所

中野坂上ハーモニータワー8階 日本司法支援センター第一会議室

3 議題

午後 1 時 33 分開会

○高橋委員長 こんにちは。第153回の審査委員会を開催いたします。

開催に先立ちまして、事務局から御連絡を。

○事務局 議事に先立ちまして、事務局より審査委員交代の御連絡をさせていただきます。

本年 1 月 22 日付で退任された森本委員の後任として、2 月 12 日付で最高検察庁の竹内寛志検事が選任されまして、本日より御出席いただいております。

竹内委員より一言御挨拶をお願いいたします。

○竹内委員 最高検の検事の竹内と申します。よろしく申し上げます。

今回の委員会は初めてですので、慣れないことがあって御迷惑をおかけすることがあるかもしれませんが、よろしくをお願いいたします。

○高橋委員長 こちらこそよろしくをお願いいたします。

それでは、本日もウェブ会議ということで御了承をお願いいたします。現在 8 名の委員が出席でございますので、定足数は満たしております。

では、配付資料の確認を事務局からお願いいたします。

○事務局 それでは、資料を確認させていただきます。配付資料は、事前にお送りしているものといたしまして、令和 2 年審第 18 号、第 19 号、第 20 号、資料 3-1、令和 2 年審第 21 号、第 22 号、第 23 号の 7 点と、追加で配付させていただきました令和 2 年審第 19 号、資料 2-1、令和 2 年審第 20 号、資料 3-2、令和 2 年審第 23 号、資料 6-1、6-2 の 4 点になります。なお、令和 2 年審第 18 号につきましては、対象弁護士から審議期日変更の希望がなされまして、審査委員会事務局事前事務処理要領に基づきまして、審議期日を 5 月 14 日に変更しております。

以上になります。

○高橋委員長 では、令和 2 年審第 23 号の審議をお願いいたします。資料は 6-1、6-2 と三つございます。

【契約弁護士等に対してとる措置について（令和 2 年審 23 号）の審議部分については、審査委員会運営規程第 5 条第 5 項に基づき非公開とする。】

○高橋委員長 では次の案件、令和 2 年審第 19 号でございますが、資料 2 と 2-1 でございます。

【契約弁護士等に対してとる措置について（令和2年審19号）の審議部分については、審査委員会運営規程第5条第5項に基づき非公開とする。】

○高橋委員長

次が令和2年審第20号、資料3、3-1、3-2でございますが、事案の説明を室長、お願いいたします。

【契約弁護士等に対してとる措置について（令和2年審20号）の審議部分については、審査委員会運営規程第5条第5項に基づき非公開とする。】

○高橋委員長

令和2年審第21号、資料4でございます。

【契約弁護士等に対してとる措置について（令和2年審21号）の審議部分については、審査委員会運営規程第5条第5項に基づき非公開とする。】

○高橋委員長 令和2年審第22号、資料5でございます。

【契約弁護士等に対してとる措置について（令和2年審22号）の審議部分については、審査委員会運営規程第5条第5項に基づき非公開とする。】

○事務局 それでは今後の予定についてお話しさせていただきます。

今回は4月19日、午後1時30分から。4月19日は月曜日になっておりまして、通常の予定とは少し変わっております。審議いただく案件は、新件が7件と継続が1件の合わせて8件を予定しております。資料につきましては準備ができ次第、招集通知と併せて郵送いたしますので、御確認ください。

以上になります。

○高橋委員長 それでは以上をもちまして第153回、本日は終了でございます。どうもありがとうございました。

午後3時18分閉会